

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県公害防止条例の一部が改正され、排出水の排出者に対し、排出水の汚染状態の測定結果の記録の保存が義務付けられたことに伴い、測定方法等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 排出水の汚染状態の測定は、1年に1回以上行うこととする。
- (2) 測定のための試料は、測定しようとする排出水が最も汚染されていると推定される時期及び時刻に採取することとする。
- (3) 測定の結果の記録は、測定に伴い作成した図表等とともに3年間保存するものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成24年4月1日とする(4)の一部を除き、公布日とする。